

公有財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 1 月 23 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 3 号

公有財産規則の一部を改正する規則

公有財産規則（昭和 39 年岩手県規則第 40 号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後																																																											
1	<p>(登録価格)</p> <p>第 11 条 財産台帳、財産管理簿及び財産管理副簿（以下「台帳」という。）に登録すべき価格は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 法第 238 条第 1 項第 6 号に掲げる財産 額面金額（無額面額株式にあつては発行価格）</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) 不動産の信託の受益権 信託財産の評価額 （特定の事業の用に供する財産等の取扱い）</p> <p>第34条 道路、海岸、港湾、漁港、下水道、急傾斜地崩壊対策、土地改良、畜産経営環境整備及び道路交通の用に供し、又は供することと決定した財産、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第34条の2第2項第2号に規定する収用の対償に充てるため取得した財産、独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号）附則第8条第1項の規定による譲渡を受けた財産等に係る合議及び財産台帳その他の事務の取扱いについては、総務部長が当該事務の主管部局長と協議して別に定める。</p> <p>別表第 1（第10条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>細 目</th> <th>数量単位</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> <tr> <td>不動産の信託の受益権</td> <td>不動産の信託の受益権</td> <td>件</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第 2（第13条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">公有財産増減理由用語表</th> </tr> <tr> <th>区 分</th> <th>増 加</th> <th>減 少</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> <tr> <td>不動産の信託の受益権</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種 別	細 目	数量単位	摘 要	[略]				不動産の信託の受益権	不動産の信託の受益権	件		公有財産増減理由用語表				区 分	増 加	減 少	摘 要	[略]				不動産の信託の受益権	[略]			<p>(登録価格)</p> <p>第 11 条 財産台帳、財産管理簿及び財産管理副簿（以下「台帳」という。）に登録すべき価格は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 法第 238 条第 1 項第 6 号に掲げる財産 額面金額（株式にあつては払込金額、社債にあつては当該社債の金額）</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) 財産の信託の受益権 信託財産の評価額 （特定の事業の用に供する財産等の取扱い）</p> <p>第34条 道路、海岸、港湾、漁港、下水道、急傾斜地崩壊対策、土地改良、畜産経営環境整備及び道路交通の用に供し、又は供することと決定した財産、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第34条の2第2項第2号に規定する収用の対償に充てるため取得した財産、<u>公共補償（公共事業の施行によりその機能を廃止し、又は休止することが必要となる当該公共事業の起業地内の公共施設等に対する補償をいう。）</u>に充てるため取得した財産、独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号）附則第8条第1項の規定による譲渡を受けた財産等に係る合議及び財産台帳その他の事務の取扱いについては、総務部長が当該事務の主管部局長と協議して別に定める。</p> <p>別表第 1（第10条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>細 目</th> <th>数量単位</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">財産の信託の受益権</td> <td>不動産の信託の受益権</td> <td>件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国債等の信託の受益権</td> <td>件</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第 2（第13条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">公有財産増減理由用語表</th> </tr> <tr> <th>区 分</th> <th>増 加</th> <th>減 少</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> <tr> <td>財産の信託の受益権</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種 別	細 目	数量単位	摘 要	[略]				財産の信託の受益権	不動産の信託の受益権	件		国債等の信託の受益権	件		公有財産増減理由用語表				区 分	増 加	減 少	摘 要	[略]				財産の信託の受益権	[略]		
種 別	細 目	数量単位	摘 要																																																										
[略]																																																													
不動産の信託の受益権	不動産の信託の受益権	件																																																											
公有財産増減理由用語表																																																													
区 分	増 加	減 少	摘 要																																																										
[略]																																																													
不動産の信託の受益権	[略]																																																												
種 別	細 目	数量単位	摘 要																																																										
[略]																																																													
財産の信託の受益権	不動産の信託の受益権	件																																																											
	国債等の信託の受益権	件																																																											
公有財産増減理由用語表																																																													
区 分	増 加	減 少	摘 要																																																										
[略]																																																													
財産の信託の受益権	[略]																																																												

様式第1号（第4条、第9条関係）

財産台帳（財産管理簿、財産管理副簿）

財産総括表（分掌課等・口座別）

[略]

種 別		単 位	[略]
[略]		[略]	
有価証券 その他	[略]		
不動産の信託の受益権		件	
合 計			

[略]

財産台帳（財産管理簿、財産管理副簿）（不動産の信託の受益権）

[略]

種 別	所在地番	細目	構造	単位	数量
		[略]			

[略]

備考1・2 [略]

[略]

様式第1号（第4条、第9条関係）

財産台帳（財産管理簿、財産管理副簿）

財産総括表（分掌課等・口座別）

[略]

種 別		単 位	[略]
[略]		[略]	
有価証券 その他	[略]		
財産の信託の受益権	不動産	件	
	国債等	件	
合 計			

[略]

財産台帳（財産管理簿、財産管理副簿）（財産の信託の受益権）

[略]

種 別	所在地番 又は名称	細目	構造	単位	数量
		[略]			

[略]

備考1・2 [略]

3 「所在地番又は名称」の欄には、不動産の信託の受益権にあつては当該不動産の所在地番を、国債等の信託の受益権にあつては当該国債等の名称を記載してください。

4 国債等の信託の受益権については、「構造」の欄への記載は、不要です。

[略]

2	(行政財産の使用許可等) 第22条 [略] 2 第16条から第20条までの規定は、行政財産である <u>土地</u> を貸し付け、又はこれに地上権を設定する場合について準用する。	(行政財産の使用許可等) 第22条 [略] 2 第16条から第20条までの規定は、行政財産を貸し付け、又はこれに地上権若しくは <u>地役権</u> を設定する場合について準用する。
備考 改正部分は、下線の部分である。		

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第1条第2号に掲げる規定（地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の2第2項及び第238条の4の改正規定に限る。）の施行の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の公有財産規則第11条第5号の規定は、この規則の施行の日以後に取得する株式又は社債の登録価格について適用し、同日前に取得した株式又は社債の登録価格については、なお従前の例による。